



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年8月3日金曜日 第2998号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	590
愛媛県民有林道事業補助金交付規程の一部改正.....	(林業政策課) ...	591
保安林予定森林にする旨の通知.....	(森林整備課) ...	596
解除予定保安林にする旨の通知.....	(") ...	596
指定居宅サービス事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課) ...	597
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(") ...	597
指定居宅サービス事業の廃止.....	(") ...	597
指定介護予防サービス事業の廃止.....	(") ...	597
土地改良事業の計画の変更の認可.....	(東予地方局農村整備課) ...	597
道路の区域変更(一般国道317号外).....	(中予地方局管理課) ...	598
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	598
道路の区域変更(県道鳥井喜木津線).....	(南予地方局八幡浜土木事務所) ...	598

公 告

家畜商講習会の開催.....	(畜産課) ...	598
----------------	-----------	-----

正 誤

平成30年6月5日付け愛媛県報第2981号掲載愛媛県告示第589号(土砂災害警戒区域の指定)中.....	(砂防課) ...	600
平成30年6月5日付け愛媛県報第2981号掲載愛媛県告示第590号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)中.....	(") ...	600

告 示

○愛媛県告示第765号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年8月3日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドラッグストアモリ西予店
西予市宇和町上松葉219番 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
代表取締役 森 信
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
代表取締役 森 信
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年3月21日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,478平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
60台
イ 駐輪場の収容台数
15台
ウ 荷さばき施設の面積
50平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
8.17立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
平成30年7月20日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出

することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第766号

愛媛県民有林林道事業補助金交付規程（昭和30年3月愛媛県告示第222号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成30年度事業から適用する。

平成30年 8 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後								改 正 前							
(申請書等の提出)								(申請書等の提出)							
第6条 前条に規定する補助金の内示を受けた事業主体は、次に掲げる書類 _____ を、所轄の地方局長に提出しなければならない。								第6条 前条に規定する補助金の内示を受けた事業主体は、次に掲げる書類（ <u>県単独林道整備事業のうち森林作業道の場合にあつては、第2号の書類を除く。</u> ）を、所轄の地方局長に提出しなければならない。							
(1)～(5) 省略								(1)～(5) 省略							
2・3 省略								2・3 省略							
別表第1（第3条、別表第2関係）								別表第1（第3条、別表第2関係）							
1 森林環境保全整備事業								1 森林環境保全整備事業							
事業の種目				事業の種目の内容	補助率			事業の種目				事業の種目の内容	補助率		
				基準	率							基準	率		
					市町	市町以外							市町	市町以外	
1	省略							1	省略						
2	(1)	ア	森林造	(ア) 離島	同	同	同	2	(1)	ア	森林造	(ア) 離島	同	同	同
			成林道（ <u>を除外</u>								成林道（ <u>を除外</u>				
			を除外								を除外				
			間伐を行								間伐を行				
			うために								うために				
			開設する								開設する				
			林道、水								林道、水				
			源山地に								源山地に				
			おいて複								おいて複				
			層林施業								層林施業				
			を行うた	(イ) 離島	同	同	10分				を行うた	(イ) 離島	同	同	10分
			めの保安				の6				めの保安				の6
			施設事業				以内				施設事業				以内
			と林道の								と林道の				
			開設とを								開設とを				
			一体とし								一体とし				
			た事業に								た事業に				
			係る林道								係る林道				
			及び森林								及び森林				
			法（昭和	(ウ) 離島	同	同	10分				法（昭和	(ウ) 離島	同	同	10分
			26年法律				の5				26年法律				の5
							の5								の5

<p>第249号)第39条 の3第1 項の規定 に基づき 指定され た特定保 安林の整 備を行う ために開 設する林 道をいう 。以下同 じ。)</p>	<p>過疎地 域の市 町及び 振興山 村の地 域以外 の地域 で行う もの</p>			<p>以内</p>	<p>以内</p>												
	<p>(エ) 離島 である 過疎地 域の市 町及び 振興山 村の地 域以外 の地域 で行う もの</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>10分 の6 以内</p>												
<p>イ 峰越連 絡林道 (林業生 産基盤の 整備を図 り、農山 村地域の 振興に資 するた め、林道 規程(昭 和48年4 月1日付 け48林野 道第107 号林野庁 長官通 知)に規 定する自 動車道に 該当する 既設の林 道(以下 「既設林 道」とい う。)と 他の既設 林道又は これと同 程度の構 造を有す る道路施</p>	<p>(ア) 幹線 林道 (離島 で行う もの)</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>10分 の6 以内</p>	<p>10分 の8 以内</p>												
	<p>(イ) 幹線 林道 (ア)以 外のも の)</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>10分 の5.5 以内</p>	<p>60分 の43 以内</p>												
	<p>(ウ) その 他の林 道</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>10分 の5.5 以内</p>												

	設との相 互間を峰 越し等に より連絡 する林道 をいう。 以下同 じ。)																			
	ウ 森林造 成林道及 び峰越連 絡林道以 外の林道	(ア) 離島 を除く 過疎地 域の市 町及び 振興山 村の地 域で行 うもの	同	同	同	同														
		(イ) 離島 である 過疎地 域の市 町及び 振興山 村の地 域で行 うもの	同	同	同	10分 の6 以内														
		(ウ) 離島 を除く 過疎地 域の市 町及び 振興山 村の地 域以外 の地域 で行う もの	同	同	10分 の5 以内	10分 の5 以内														
		(エ) 離島 である 過疎地 域の市 町及び 振興山 村の地 域以外 の地域 で行う もの	同	同	10分 の5.5 以内	10分 の5.5 以内														
(2)	ア 幹線林道		同	同	同	同														
林 業 生	イ その他の林道(改 良)		同	同	10分 の3.5 以内	10分 の3.5 以内														

	産 基 盤 整 備 道 改 良 ・ 舗 装	ウ その他の林道（舗装）	同	同	60分 の23 以内	60分 の23 以内					
		(3) 林業 専用 道開 設	ア 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	10分 の5.5 以内	10分 の5.5 以内				
			イ 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	同	10分 の6 以内				
			ウ 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	10分 の5 以内	10分 の5 以内				
			エ 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	10分 の5.5 以内	10分 の5.5 以内				
(4) 林業 専用 道等 改良 ・ 舗 装	ア 改良	同	同	10分 の3.5 以内	10分 の3.5 以内						
	イ 舗装	同	同	60分 の23 以内	60分 の23 以内						
(5) (1)から(4)まで以外の林道整備		同	同	10分 の5 以内	10分 の5 以内						
3 省略											

2 省略

3 森林整備事業（農山漁村地域整備交付金関係）

事業の種目	事業の種目の内容	補助率	
		基準	率
			市町 以外
1 育 森	(1) ア 森林造成林道__ 省略	(ア) ~ (エ)	

2
省略

2 省略

3 森林整備事業（農山漁村地域整備交付金関係）

事業の種目	事業の種目の内容	補助率	
		基準	率
			市町 以外
1 育 森	(1) ア 森林造成林道__ 省略	(ア) ~ (エ)	

成 林 整 備 事 業	林 管 理 道 、 林 業 専 用 道 及 び 森 林 施 業 道 の 開 設									
		成 林 整 備 事 業	林 管 理 道 、 林 業 専 用 道 及 び 森 林 施 業 道 の 開 設	間伐を行 うために 開設する 林道、水 源山地に おいて複 層林施業 を行うた めの保安 施設事業 と林道の 開設とを 一体とし た事業に 係る林道 及び森林 法（昭和 26年法律 第249号 ）第39条 の3第1 項の規定 に基づき 指定され た特定保 安林の整 備を行う ために開 設する林 道をいう 。以下同 じ。）						
	イ 峰越連 絡 林 道	(ア) ~ (ウ) 省略								
	イ 峰越連 絡 林 道 （林業生 産基盤の 整備を図 り、農山 村地域の 振興に資 するた め、林道 規程（昭 和48年 4 月 1日付 け48林野 道第107 号林野庁 長 官 通 知）に規 定する自 動車道に	(ア) ~ (ウ) 省略								

- | | |
|---|--|
| 1 解除予定保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町笠方1706の5・1710の2から4まで(以上
4筆国有林)
2 保安林として指定された目的 | 水源の ^{かん} 涵養
3 解除の理由
道路用地とするため |
|---|--|

○愛媛県告示第769号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成30年 8月 3日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人亀天会	亀天会訪問看護ステーション	愛媛県西条市三芳1254番地1	平成30年6月1日	訪問看護
株式会社四国中央ケアサービス	デイサービスセンターなないろ豊岡	愛媛県四国中央市豊岡町長田1655番地1	平成30年6月1日	通所介護

○愛媛県告示第770号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成30年 8月 3日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人亀天会	亀天会訪問看護ステーション	愛媛県西条市三芳1254番地1	平成30年6月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第771号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年 8月 3日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 すみれ	福祉用具貸与事業所 すみれ	愛媛県新居浜市新須賀町三丁目1番50号	平成30年6月30日	福祉用具貸与

○愛媛県告示第772号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年 8月 3日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 すみれ	福祉用具貸与事業所 すみれ	愛媛県新居浜市新須賀町三丁目1番50号	平成30年6月30日	介護予防福祉用具貸与

○愛媛県告示第773号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、新居浜市旦之上土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維

持管理)の計画の変更を平成30年7月24日認可した。

平成30年 8月 3日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

○愛媛県告示第774号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成30年 8 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	317号	松山市宿野町乙169番1から 同町乙167番1まで	旧	メートル 4.8～5.6	キロメートル 0.026	
			新	9.4～19.5	0.026	
県道	湯山高縄北条線	松山市横谷乙250番1から 同市横谷乙255番1まで	旧	4.2～10.6	0.130	
			新	20.1～57.8	0.130	
"	"	松山市横谷乙220番1から 同市横谷乙218番1まで	旧	10.4～13.0	0.079	
			新	31.7～64.7	0.079	

○愛媛県告示第775号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成30年 8 月 3 日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
30中局建（開）第6号 平成30年7月25日	伊予市上野字新屋敷谷1443番	伊予郡砥部町高尾田272番地 有限会社 徳永不動産

○愛媛県告示第776号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成30年 8 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町釜木894番地先から 同町釜木735番地先まで	旧	メートル 4.1～10.7	キロメートル 0.063	
			新	7.8～12.3	0.063	
"	"	西宇和郡伊方町平磯390番2地先から 同町釜木2084番2地先まで	旧	4.5～24.2	0.387	
			新	7.6～73.8	0.387	

公 告

○公 告

家畜商講習会の開催について

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成30年 8 月 3 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 開催の日時

平成30年9月11日（火）午前9時及び12日（水）午前9時

2 開催の場所

松山市一番町四丁目4-2 県庁第二別館5階 第6会議室

3 受講手続

受講希望者は、平成30年8月24日（金）までに、次に掲げる書類を所轄地方局に提出しなければならない。

(1) 家畜商講習会受講願書（別記様式）

(2) 住民票抄本1通

4 教材

講習用教材は、講習会会場において各自購入すること。

別記様式

家畜商講習会受講願書

年 月 日

愛媛県知事 様

現 住 所

職 業

(ふりがな)

氏 名

生年月日

貴県で主催される家畜商講習会を受講したいので、関係書類を添えて願います。

愛媛県収入証紙 3 , 2 0 0 円
相当額貼付場所

正 誤

○正 誤

平成30年 6 月 5 日付け愛媛県報第2981号掲載愛媛県告示第589号（土砂災害警戒区域の指定）中

ページ	箇 所	誤	正			
449	右段表 土砂災害警戒区域 (上から7段目に追加)		<table border="1"> <tr> <td>西筋川 481 - 2076</td> <td>宇和島 市吉田 町河内 (次の 図のと おり)</td> <td>土石流</td> </tr> </table>	西筋川 481 - 2076	宇和島 市吉田 町河内 (次の 図のと おり)	土石流
西筋川 481 - 2076	宇和島 市吉田 町河内 (次の 図のと おり)	土石流				

○正 誤

平成30年 6 月 5 日付け愛媛県報第2981号掲載愛媛県告示第590号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）中

ページ	箇 所	誤	正							
450	右段表 土砂災害警戒区域、指定の区域欄及び土砂災害特別警戒区域、指定の区域欄中 上から2段目	沖村	法花津							
456	左段表 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 上から1段目	<table border="1"> <tr> <td>西筋川 481 - 2076</td> <td>宇和島 市吉田 町河内 (次の 図のと おり)</td> <td>土石流</td> <td>西筋川 481 - 2076</td> <td>宇和島 市吉田 町河内 (次の 図のと おり)</td> <td>土石流</td> <td>次の図のと おり</td> </tr> </table>	西筋川 481 - 2076	宇和島 市吉田 町河内 (次の 図のと おり)	土石流	西筋川 481 - 2076	宇和島 市吉田 町河内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	(削除)
西筋川 481 - 2076	宇和島 市吉田 町河内 (次の 図のと おり)	土石流	西筋川 481 - 2076	宇和島 市吉田 町河内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり				